

4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

請求件数と決定内容の内訳										
月	請求者数 (月間同一人判定)	請求数	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	存否応答 拒否	訂正・消去・中止 の承諾	訂正・消去・中止 の拒否	その他
4月	2	2	2			2(2)				
5月										
6月										
7月	1	1	1	1						
8月	2	2	3		3					
9月	8	9	9	7		1(1)			1	
10月	3	3	3	1		1				1 (取下げ)
11月	2	2	2			2(2)				
12月	2	2	2			2(2)				
1月										
2月	1	1	1	1						
3月	1	1	1	1						
開示請求の合計	22	22	23	11	3	8(8)				1 (取下げ)
外部提供中止 請求の合計	1 (注1)	1	1						1	
総合計	22	23	24	11	3	8(8)			1	1 (取下げ)

(注1) 開示請求も同時に行っているため開示請求者の内数となります。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) ()内は、文書不存在による非開示決定の内書き。

5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会議務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	政策室	広報広聴課		
		企画政策課		
		政策法務課		
		情報推進課		
	総務部	職員課		
		人事課		
		総務課		
	財務部	管財課		
		契約課		
		財政課		
		課税課	1	4.2%
		納税課	1	4.2%
		市民部	市民課	8
		保険年金課	4	16.7%
		市民生活課		
		国際・男女共同参画課	2	8.3%
		防災安全課		
		産業振興課		
	保健福祉部	障害支援課	1	4.2%
		高齢介護課		
		健康課		
		生活福祉課		
		児童課		
		(各子育て推進エリア含む)		
		子育て推進課 計画担当		

実施機関	所管名	件数	比率(%)			
市長	環境部	管理課				
		施設課				
		秋水園整備計画担当				
		ごみ減量推進課				
	都市整備部	道路・交通課				
		道路補修課				
		下水道課				
		水道課				
		都市計画課				
		市街地整備課				
		再開発担当				
		みどり公園課				
		教育委員会	教育部	庶務課		
				学務課	7	29.2%
指導室						
(学校)	小学校					
	中学校					
社会教育課						
市民スポーツ課						
図書館						
公民館						
ふるさと歴史館						
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
農業委員会	農業委員会事務局					
監査委員	監査委員事務局					
固定資産評価審査委員会						
合 計		24	100.0%			

6 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	所管課	請求月日	請求内容	請求のあった個人情報の記録内容	決定月日	決定内容	実施方法	非開示理由	備考
1	市民課	H19.4.11	請求者本人の戸籍謄抄本交付申請に関する記録(H19年4月3日～11日の期間中に限る)	同左の内容	H19.4.20	非開示		該当記録が存在しないため(請求期間内に戸籍謄抄本の交付なし)	
2	市民課	H19.4.16	請求者本人の住民票の写し等の交付申請に関する記録(H19年1月12日～平成19年4月13日の期間中に限る)	同左の内容	H19.4.26	非開示		該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票の交付なし)	
3	障害支援課	H19.7.9	居宅介護支援費請求書(平成19年2月～平成19年5月分)のうち、請求者本人の実績記録表	同左の内容	H19.7.12	開示	閲覧		
4	市民課	H19.8.6	請求者本人の印鑑登録証発行に関する記録	同左の内容	H19.8.17	部分開示	写しの交付	照会画面を除き、印鑑登録申請書及び印鑑登録証明書交付申請書は、保存期限切れのため廃棄のため文書不存在	
			請求者の母(死亡)に課税されていたすべての税金について 納付書 支払・滞納の状況、誰がどう支払ったかわかるもの (過去10年以上) ↓	同左の内容	H19.8.20	部分開示	写しの交付	納付書は納税義務者に郵送し市は控えを保存していないため不存在 母親の生存中の税に関する情報は、第11条の2第2号の請求者以外の個人情報に該当し、個人のプライバシー保護のため非開示。死亡後の支払い状況のわかる納付済み通知書については公開し、支払い者の情報については第11条の2第2号の請求者以外の個人に関する情報で支払い者のプライバシー保護のため非開示	

5	納税課 課税課	H19.8.6	(後日請求内容追加) のうち「請求者の母に課税 されていた全ての税金の納付 済通知書(平成9年度～平成 17年度1期分)	同左の内容	H19.9.14	開示	写しの交付 平成12 年度2期分 以前の納付 済通知書は 保存年限が 過ぎて廃棄 している。し かし、パソコ ン内には平 成9年度か らの納付記 録が残って いるため、こ の記録から 納付済通知 書と同じ情 報を抜き出 し印刷したも のを開示し た。	8/20の決定では 母の生存中の税に 関する情報は個人 情報に該当し非公 開とした。このうち、 納付済通知書の写 しに限り再度開示 請求がだされ、所 管課、総務課で協 議した結果「死者の 財産を遺族が相続 する場合の、当該 相続財産に関する 情報は、納税状況 に関する情報を含 めて遺族の個人情 報である」と判断 し、開示することと した。
---	------------	---------	--	-------	----------	----	---	--

6	国際・男女共同参画課	H19.9.3	請求者に関するヒアリングの日程変更等の個人情報が記載された公文書の開示	同左の内容	H19.9.18	非開示		ヒアリングについては、市の担当者と請求者間で電話やメールでの日程調整の段階であり、その内容を記載した文書は作成していないため不存在。	
			上記個人情報を掲載しているブログ から個人情報を削除させることによって漏洩(外部提供)の中止を求める	同左の内容	H19.9.18	非中止		ヒアリングの日程調整の段階で、市の担当者は当事者の一方に対し、日程調整に必要な情報を伝えているが、これは個人情報の外部提供ではない。なお、ブログ を含め外部に対し、請求者のヒアリングに関する情報を市から提供した事実はない。ブログ は市と無関係であり、市から情報削除を求める対象ではない。	外部提供の中止請求
7	学務課	H19.9.10	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.11	開示	写しの交付		
8	学務課	H19.9.10	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.11	開示	写しの交付		
9	学務課	H19.9.10	請求者の子に関する就学相談時の各文書 面接票、実態把握票、医師診察記録票、就学相談資料、実施した諸検査の結果、就学相談所見表	同左の内容	H19.9.18	開示	写しの交付		
10	学務課	H19.9.11	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.18	開示	写しの交付		
11	学務課	H19.9.11	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.18	開示	写しの交付		

12	学務課	H19.9.18	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.25	開示	写しの交付		
13	学務課	H19.9.19	請求者の子に関する就学相談所見表	就学相談所見表	H19.9.25	開示	写しの交付		
14	市民課	H19.10.1	請求者本人の住民票の写し等の交付申請に関する記録(H18年4月1日～平成19年10月1日の期間中に限る)	同左の内容	H19.10.29	開示	写しの交付		H19.10.31まで期間延長
15	市民課	H19.10.9	平成19年6月以降の に 関する印鑑登録を変更した書類	同左の内容	H19.10.23	非開示		本人に2度、複数の職員が面会したが、開示請求を委任した意志を確認できなかったため	任意の代理人による請求
16	市民課	H19.10.25	請求者本人の戸籍謄抄本交付申請に関する記録(H19年4月1日～10月24日の期間中に限る)						請求者が転出し、取下げ
17	市民課	H19.11.27	請求者本人の印鑑登録証明書発行に関する記録(H19年11月1日～11月21日の期間中に限る)	同左の内容	H19.12.4	非開示		該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	
18	市民課	H19.11.30	請求者本人の印鑑登録証明書発行に関する記録(H19年11月1日～11月30日の期間中に限る)	同左の内容	H19.12.10	非開示		該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	
19	保険年金課	H19.12.10	下記期間の請求者本人のレセプト H19年10月3日の歯科医院通院分	同左の内容	H19.12.19	非開示		該当記録が存在しないため(歯科医院が東京都国民健康保険団体連合会に保険分の診療報酬請求をしていないため)	

20	保険年金課	H19.12.10	請求者本人のレセプト H19年10月3日の歯科医院 通院分	同左の内容	H19.12.19	非開示		該当記録が存在しないため (歯科医院が東京都国民健康 保険団体連合会に保険分 の診療報酬請求をしていな いため)	
21	保険年金課	H20.2.12	下記期間の請求者本人のレ セプト H19年11月28日～12月3日 の入院分	同左の内容	H20.2.22	開示	写しの交付		H20.2.12に病院に 「レセプト開示の照 会」をし、H20.2.20 に回答受領。
22	保険年金課	H20.3.19	下記期間の請求者本人のレ セプト H18年2月～5月の入院分	同左の内容	H20.3.31	開示	写しの交付		

7 不服申立て一覧

	不服申立て年月日	所管課	不服申立ての趣旨及び理由	諮問年月日	答申年月日	答申内容	不服申立てに対する決定	
		原 処 分					決定年月日	決定要旨
H19年度 第1号	H19.8.13	国際・男女共同参画課 なし	<p>の言動が男女共同参画を阻害する行為に当たるとし、の当該行為に対する適切な対応を求めて人権侵害に関する苦情の申出を行ったところ、この申出に関する私の個人情報が漏洩し、個人の管理するブログに公表された。ただちに前記漏洩について調査し、違法行為者の特定と請求人への通知、個人情報の外部公表を中止する措置を即刻とるよう平成19年7月25日付「個人情報漏洩と公表即時中止請求書」で東村山市長に請求した。</p> <p>東村山市長は、平成19年8月7日付で個人情報の外部提供はない旨回答した。これに対して、個人情報は既にインターネット上で伝播しており、2次的漏洩がなされているため、外部提供の即刻中止を求めて異議を申立てる。</p>				H19.11.13	<p>本件異議申立ては以下のことから不適法なものであり、却下する。</p> <p>平成19年7月25日付「個人情報漏洩と公表即時中止請求書」（以下、「本件中止請求書」という。）は、任意の書式で提出されており、具体的な中止請求内容や根拠規定等も記載されていなかったため、条例に基づく個人情報の外部提供中止請求とは判断できず、市長は同年8月7日付で申立人に対し回答をした。この回答は任意の回答であり、これをもって個人情報の開示中止請求に対する決定処分と解することはできないため、本件異議申立ての要件たる処分には該当しない。</p> <p>本件中止請求書は、平成19年8月13日に本件異議申立てが提起された際に初めて、条例に基づく個人情報の外部提供中止請求であることが判明したため、市長は同請求書の補正を求めた上で内容を審査し、個人情報を市から提供した事実はないとして平成19年9月18日付で「個人情報非中止決定通知書」を申立人に対し送付した。</p> <p>市長はこの時点で条例に基づき本件中止請求に対する非中止決定処分を行ったのであり、本件異議申立ては当該処分より前に提起されているのであるから、当該処分に対する異議申立てと解することもできない。</p>